

あなたの身近な「風景づくり」、始めませんか？

風景づくり団体を募集します！

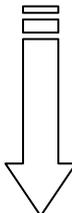
(風景づくり団体 募集要項)

多治見市では、誇りと愛着のもてる魅力あるまちづくりを目的として、平成13年に「多治見市美しい風景づくり条例」を制定しました。美しいまち多治見をつくり、将来へと引き継いでいくためには、市民のみなさんと市行政と一緒に取り組んでいく必要があります。

市内の各地域で美しい風景づくりを推進することを目的として継続的に活動する団体を「風景づくり団体」と認定し、市がその活動を応援します。

風景づくり団体とは？

身近なまちの風景を美しくするために自ら進んで次のような活動をする団体です。
具体的には…

- 
- まちの風景に関心をもつ
 - まちの風景の良いところや悪いところを調べる
 - 自分たちのまちの風景をどのようにしたいか話し合い、目標を決める
 - 目標の実現に向けた計画を立てる
 - 計画に基づいて、美しい風景をつくる活動を実行する
- といったことを行っていく団体です。

「風景づくり団体」の認定条件

「風景づくり団体」に認定されるには、次のような条件があります。

- (1) 地域(※)における風景づくり(美しいまちづくり)に有効な活動を行っていること
- (2) 活動が多く地域住民に支持されていること
- (3) 活動が関係者の所有権などの財産権を不当に制限しないこと
- (4) 団体の規約があること
- (5) 継続的に活動していること

※地域・・・商店街や地元の自治会、一つの通り等、ある程度のまとまりのある地域

「風景づくり団体」の申請方法

「風景づくり団体認定申請書」に次の書類を添えて、都市政策課へ提出します。

(提出部数：2部)

- (1) 団体の規約
- (2) 活動区域を示す図面(付近見取り図でもOK)
- (3) 構成員及び役員の名簿(法人の場合は、名称と事務所の所在地)
- (4) その他市長が必要と認めた書類(事業計画書等)

※認定審査があります。結果については、後日、通知書でお知らせします。

(団体規約の内容)

1. 団体の名称
2. 団体の目的
3. 活動区域及び構成員に関する事項
4. 活動の内容
5. 事務所の所在地
6. 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙又は選任に関する事項
7. 会議に関する事項
8. 会費及び会計に関する事項

「市の応援」の内容

団体の風景づくりへの取り組みについて、「技術的な援助」「活動費用の助成」を行います。

助成額：活動費用の1/2以内、年間20万円まで（限度：5回）

助成を受けるには、

「美しい風景づくりのための助成金交付要綱」に基づく補助申請と実績報告が必要です。

補助金の申請には…「補助金等交付申請書」に次の書類を添えて申請します。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書（支出の部は明細書を添付）
- ③ その他事業の内容を説明するもの

事業が完了したら…「補助事業実績報告書」に次の書類を添えて報告します。（30日以内）

- ① 事業収支決算書（支出の部は明細書を添付）
- ② その他事業の実績を説明するもの
（領収書の写し、写真等）

☆年度末には必ず実績報告が必要です。

《助成対象となる費用の例》

- ・風景づくりのための学習会、研修会、講演会等の開催に要する費用
- ・講演会等の講師等の謝礼に要する費用（団体の構成員に支払うものは除きます）
- ・風景づくりのための広報紙、パンフレット等の作成及び配布に要する費用
- ・風景づくりのための調査、研究に要する費用
- ・地区の風景づくり計画策定に要する費用
- ・先進都市の視察に要する費用
- ・その他風景づくりのための活動に要する費用

※風景づくりに関する事業費用が助成対象です。団体の運営費は対象となりません。

※会員の茶菓代・飲食代、他の助成制度を受けている費用は対象外です。

【お問合せ】

多治見市役所 都市政策課

TEL 0572-22-1321（直通）

FAX 0572-25-6436